



除雪対策事業

■ 事業について

【目的】

降積雪等により日常生活や経済活動に支障をきたさないよう、町道などの適切な除排雪や凍結防止剤散布を実施し、安全で円滑な交通の確保に努めます。

【内容】

除雪体制は、町の保有機械と民間から借り上げた機械をあわせて230台確保し、除雪作業を47の建設業者に依頼しています。

安定的な除雪体制を維持するため、除雪機械の保有が困難な事業者に対して、町の保有機械のほか、町が除雪機械をリース会社から借り上げて、除雪事業者へ貸し出しています。

また、新たな除雪オペレーターを育成するための「除雪オペレーター育成支援事業費補助金」では、除雪車の運転や操作に必要な免許などの取得費用を補助し、担い手の確保に努めています。

「除雪オペレーター育成支援事業費補助金」

・対象者

町管理道路の除雪を行う事業所に勤務する、当該年度4月1日時点で満55歳以下の方

・対象経費

大型特殊自動車免許取得費用

車両系建設機械運転技能講習受講費用

・限度額

対象経費の1/2以内で、1名につき50,000円まで

除雪出動の判断基準

深夜の積雪状況が10cmを超え、さらなる降雪が予想される場合、除雪事業者へ午前2時までに出動を要請します。



深夜の機械除雪



必要なお金		1億3,180万円	
費用の内訳		財源	
道路除排雪委託料	1億1,000万円	国のお金	2,400万円
凍結防止剤等の購入費	250万円	県のお金	255万円
除雪機械の借上料等	1,856万円	町のお金	1億513万円
除雪オペレーター育成補助金等	26万円	その他	12万円
その他	48万円		